

令和5年度 磐田市脱炭素経営促進事業費補助金交付要領

重要な事項についての説明

- ①補助金の窓口は磐田市産業政策課です。
・補助金の申請は、事業担当者が磐田市産業政策課にご提出ください。
 - ②補助対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受ける場合は当該金額を交付額から控除します。
 - ③補助金の交付決定は、1事業者につき1回とします。
※ただし、予算がなくなり次第終了となります。
 - ④対象となるのは、令和5年4月1日以降に実施し、令和6年2月29日までに設備設置、工事及び支払いまでが完了する事業です。(＝補助対象事業期間)
 - ⑤本補助金は「事前申請」「事後申請」の2種類の申請方法があります。
- ※令和5年4月1日～令和5年10月30日の期間に設備設置及び工事が完了し、支払い済みの場合に、「事後申請」手続きとなります。

※注意事項

【両申請共通】

- ①令和6年3月1日以降に支払うものは、対象外です。
- ②支払いは、現金、銀行振込及び口座振替のみ認められます。
(小切手・手形による支払いは不可)
- ③消費税は補助対象経費に含みません。各様式に計上する金額については、すべて税抜で記入してください。
- ④補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保管しなければなりません。
- ⑤補助事業完了後5年間、磐田市産業政策課によるフォロー調査を実施します。

【事前申請の場合】

- ①補助金の申請をした後、補助金の交付が決定すると「交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いは、「交付決定通知書」受領後から可能となります。
- ②事前申請により交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認申請書」を磐田市に提出し、承認を受けなければなりません。なお、交付決定額の増額は認められません。減額のみ変更可能です。
- ③補助事業の終了後は、完了報告書、事業実績報告書及び支出内容のわかる関係書類、事業の実施経過が確認できる書類及び写真を、事業完了後7日以内又は令和6年3月5日のいずれか早い日までに磐田市に提出しなければなりません。
- ④定められた期日までに、完了報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金の交付ができません。必ず期日を守って提出してください。
- ⑤完了報告書等の確認時に、支払い内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう修正を依頼します。

－目次－

1 事業の目的	4
2 補助対象者	4
3 補助対象事業	5
4 補助額	8
5 補助対象経費	9
(1)対象となる費目と内容	9
(2)補助対象経費全般に関する留意点	10
6 全体の流れ(事前申請または事後申請)	11
7 交付申請について	12
(1)提出書類	12
(2)提出期限	12
8 審査	13
9 事業実施	13
10 変更について	13
11 事業実績の報告	14
12 補助金の支払い	14
13 提出書類の様式等	14
14 その他の留意事項	14

1 事業の目的

この事業は、電気・燃料等のエネルギー価格高騰を受け、事業収支が圧迫される中小事業者等の経営力強化とカーボンニュートラルへの取り組み支援を目的とする。

2 補助対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、当該中小企業者が組織する団体並びに常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人、社会福祉法人及びNPO法人で次に掲げる者をいう。

- (1)市内に事業所、営業所又は生産地を有するもの
- (2)市税の滞納がないこと
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主でないこと
- (4)宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主でないこと
- (5)公の秩序若しくは善良の風俗を害する恐れのある中小企業等でないこと
- (6)暴力団員に対する不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団でないこと

3 補助対象事業

- ・補助の対象となる事業は、磐田市内に設備され、補助対象者の事業に使用される以下の事業（区分A～D）で、市が認めるものとなる。（脱炭素経営促進事業）
- ・複数の区分を併せて脱炭素経営促進事業として申請することも認める。

区分	対象設備	条件
A:エネルギー使用状況を把握する機器やサービスの導入	【EMS※等】 ※エネルギーの使用状況を可視化し、照明や空調、設備機器の稼働を制御することでエネルギーの運用を最適化するためのシステム FEMS(工場エネルギー管理システム)、BEMS(ビル・エネルギー管理システム)、測定機器(デマンド監視装置、デマンドコントローラー 等)	・ソフトウェアも対象。(導入費用に係る部分) ・リース料、レンタル料、月額使用料等は対象外。

※B:省エネ設備等への更新については、次頁以降の対象設備のうち、以下(1)～(3)のいずれかに該当するものであること。

- (1) 「先進的省エネルギー投資促進支援事業(C)設備導入事業」(経産省)において対象設備として公表され、省エネ効果が期待される設備。(<https://sii.or.jp/shitei04r/search/>)
- (2) 省エネラベル・統一省エネラベル・簡易版統一省エネラベル・カーボン・オフセット認証ラベル等が表示され、省エネ効果が期待される製品。



- (3) 更新前の設備よりも、電力、燃料等のエネルギー使用量が5%以上削減されることが確認できる設備、製品。

※カタログ・仕様書及びその他資料により、客観的に上記の確認ができること。

区分	対象設備	条件
B:省エネ設備等への更新 ※新規設置は対象外	【照明設備】 LED照明 等	<ul style="list-style-type: none"> ・LED製品全般を補助対象とする。 ・LEDからLEDへの更新は不可。 ・人感センサー、照度センサー等の制御機能も補助対象とする。(単体での補助は不可)
	【空調設備】 電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)、ガスヒートポンプエアコン、ルームエアコン、チリングユニット、吸収式冷凍機、ターボ冷凍機 等	
	【産業用ヒートポンプ】	
	【給湯設備】 給湯器、ボイラ 等	
	【高効率コージェネレーション】	
	【受変電設備】 変圧器のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備に含まれる区分開閉器、断路器、遮断器、保護継電器、計器類、避雷器、コンデンサ、リアクトル、配電盤、電気室・キュービクル筐体等は補助対象外とする。
	【冷凍冷蔵設備】 電気冷蔵庫、冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース、自然冷媒機器 等	
	【産業用ボイラ】 蒸気ボイラ、温水ボイラ 等	
	【産業用モータ】 ポンプ、送風機、圧縮機 等	

区分	対象設備	条件
B:省エネ設備等への更新	【生産設備】 工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン、業務用厨房機器、工業炉、生型造型機、砂処理機械、中子除去装置、冷凍機、冷温水機、溶解設備 等	<ul style="list-style-type: none"> 印刷機械については、「先進的省エネルギー投資促進支援事業(C)設備導入事業」(経産省)において対象設備として公表されているものに限り補助対象とする。 (https://sii.or.jp/shitei04r/search/) 汎用性があり、生産設備としての用途以外での使用になり得るものは補助対象外とする。
	【農業用設備】 コンバイン、トラクター、運搬車、薬剤散布機、動力噴霧機、肥料散布機、管理機、移植機、フォークリフト、バックホウ、ホイールロー洗浄機、皮剥機、選果機・色彩選別機、製函機、包装機、保冷库 等	<ul style="list-style-type: none"> 自家用軽トラックなど、汎用性があり農業用設備としての用途以外での使用になり得るものは補助対象外とする。
C:省エネ改修工事	【断熱工事、遮熱工事、保温工事】 例1)…建物の屋根や壁へ断熱材を施工等することにより、室温上昇の抑制等の効果が見込めるもの。 例2)…遮熱塗料の塗布、遮熱シートの施工等することにより、室温上昇の抑制等の効果が見込めるもの。 例3)…配管等の各種設備を保温材で包むことで、熱の損失(吸収)を防ぎ、各種設備の効率向上効果が見込めるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 5%以上の省エネルギー効果が見込まれる改修工事に限り補助対象とする。 ※工事業者が作成する資料等により、室温上昇の抑制、節電効果等、客観的に省エネルギー効果の証明ができること。 (工事業者による施工前後の比較表、工事に用いた断熱材、遮熱塗料等のカタログ上の実例数値 等)

区分	対象設備	条件
D:再エネ設備及び蓄電池の導入、更新	【自家消費型再生可能エネルギー発電設備】	<p>・市内の事業所等に新たに設置する又は更新する設備であって、発電した電力を事業用に使用する場合に限り補助対象とする。(設備と蓄電池を併せて設置する場合と、設備を単独で設置する場合のどちらも補助対象とする。)以下のような例は補助対象外とする。</p> <p>例1)…売電目的の設備(FIT又はFIP認定、相対契約等の契約形態を問わない)</p> <p>例2)…事業目的以外で電力を使用する場合(戸建て住宅、集合住宅の住居部分、住居兼店舗の住居部分等)</p> <p>例3)…事業所外の遠隔地に設置した太陽光発電設備から、一般送配電事業者の送電網を活用して市内の事業所等に電力を供給する場合(自己託送)</p>
	【産業用蓄電池】 (自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を蓄電する設備)	<p>・新規に設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する場合と、既設の自家消費型再生可能エネルギー発電設備に追加設置する場合のどちらも補助対象とする。後者の場合、補助対象経費は蓄電池の設置に係る部分のみとする。</p>

4 補助額

補助率	補助金額上限	補助条件
1/2	100万円 ※1,000円未満の端数は切り捨て	・補助対象経費の総額が1万円以上であること

※補助対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受ける場合は当該金額を交付額から控除する。

5 補助対象経費

- ① 設計費 ② 設備費 ③ 工事費

(1)対象となる費目と内容

① 設計費

補助対象事業に必要な設備等の設計に要する経費

[留意点]

- ・事業計画書作成のための設計費は、補助対象としない。

② 設備費

補助対象事業に必要な設備等の購入、据え付け等に要する経費

[留意点]

- ・既存設備の撤去・移設・廃棄・処分費用は対象としない。
- ・居住用に使用している居室等に設置する設備は対象としない。

・消費税抜き50万円以上の設備等は処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も 原則、一定期間(※)は市の承認なしに処分(補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること)ができない。承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求める場合がある。

(※)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等に相当する期間をいう。

③ 工事費

補助対象事業に必要な工事に要する経費

[留意点]

- ・金額にかかわらず、工事内容、金額等を明らかにしておくこと。
- ・居住用に使用している居室等の工事は対象としない。

・消費税抜き50万円以上の外注工事等は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も原則、一定期間(※)は市の承認なしに処分(補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること)ができない。承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求める場合がある。

(※)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等に相当する期間をいう。

(2) 補助対象経費全般に関する留意点

ア 当該事業実施のためだけに使用するものを補助対象とすること。以下の経費については、補助対象としないこと。

- ・「3 補助の対象となる事業」(P.5~)に必要なでないオプション品の購入経費、工事費、役務の提供に係る経費
- ・補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等
(按分処理を行う場合は市に確認のこと。)
- ・中古の設備等に係る設置購入経費、工事費
- ・予備経費、将来使用予定の設備の購入経費及び工事費

イ 対象となる経費は発注(契約)から納品、支払までが補助対象事業期間内にあるものに限ること。

ウ 補助対象事業にかかる支払をしたことが客観的に証明できる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること。

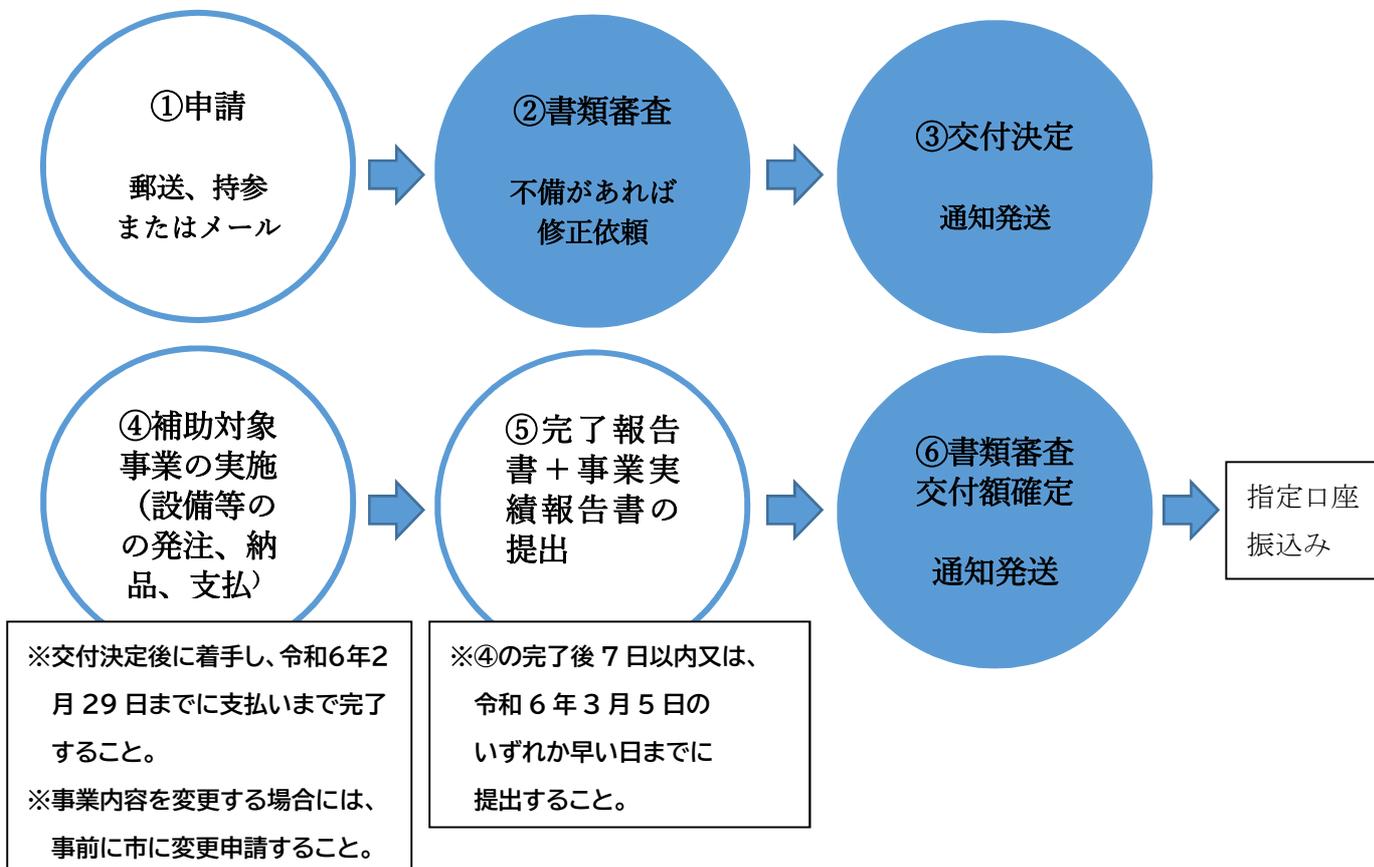
エ 支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助事業者と同一である場合のみ対象とし、支払日が補助事業期間内にある1回払いのみ認めること。

オ 消費税は補助対象としないため、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。内税表示の場合は、表示額に100/110等適正な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。

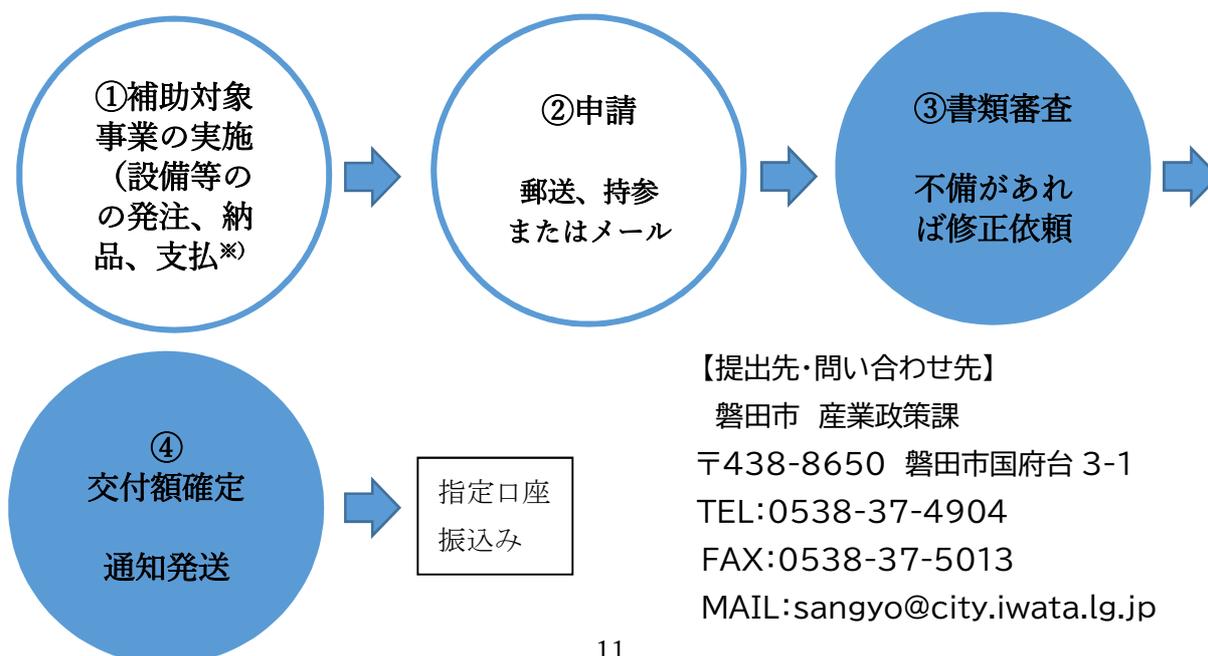
カ 振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。

6 全体の流れ(事前申請または事後申請)

【事前申請(令和5年10月31日～令和6年2月29日の期間に事業実施するもの)】



【事後申請(令和5年4月1日～令和5年10月30日の期間に以下の①が完了済みのもの)】



7 交付申請について

(1) 提出書類

事前申請 (令和5年10月31日～令和6年2月29日の 期間に設備設置及び工事が完了し、支払う 場合)	事後申請 (令和5年4月1日～令和5年10月30日の期 間に設備設置及び工事が完了し、支払済の場 合)
<ul style="list-style-type: none"> ・【事前申請用】交付申請書類チェック表 ・交付申請書(様式第1号) ・事業計画書(様式第2号)及び根拠となる資料(見積書の写し等) ・法人の場合は法人事業概況説明書(両面)、個人事業主の場合は確定申告書、農業者は併せて農業収入が確認できるもの(青色申告決算書 等)※直近の1期分 ・設備、工事等の仕様を確認できる書類の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・【事後申請用】交付申請書類チェック表 ・交付申請書(様式第1号) ・事業実績報告書(様式第2号)及び根拠となる資料(領収書の写し等) ・法人の場合は法人事業概況説明書(両面)、個人事業主の場合は確定申告書、農業者(農業を営む者のうち、農業収入を得ている者)の場合は併せて農業申告決算書(農業所得用) ※直近の1期分 ・設備、工事等の仕様を確認できる書類の写し ・事業の実施経過が確認できる書類・写真等 <p>【書類・写真等についての例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した設備の写真 (設置した場所がわかるもの) ・工事の完了報告書 ・工事中、工事完了後の写真

※令和5年4月1日以降に設備設置及び工事に着手し、10月31日時点で完了していない場合は、産業政策課までご相談ください。

指定の様式は、磐田市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyou_shien/1011014/1012874.html

(2) 提出期限

常時受付ける。【最終提出期限:令和6年2月29日】

※予算がなくなり次第終了とする。また、予算執行状況により、変更する場合がある。

8 審査

(1) 交付決定について

申請された内容について確認し、補助金の交付を決定する。

(2) 結果の通知

交付決定した事業者に対して、交付決定通知を送付する。

※補助金の支払は、交付決定日から概ね1か月後となる。

9 事業実施

- ・補助金は、交付決定日から令和6年2月29日までに事業を行ったものが対象となる。令和6年3月1日以降に支払をしたもの等は対象外とする。
- ・磐田市は、補助対象事業の進捗把握を行うため、補助対象事業期間内に必要に応じて面談又は電話形式でヒアリングを実施する場合がある。

10 変更について

事前申請の場合、交付決定後に外部環境の変化等により当初の計画を変更(軽微な変更を除く)しようとするときは、あらかじめ磐田市に報告し、必要書類を提出のうえ、承認を受けなければならない。

※交付決定額の増額は認められない。(減額のみ変更可能)

※事業計画書、収支予算書の内容が変更となる場合には、速やかに市へ報告すること。

[提出書類]

- ・変更申請書類チェック表
- ・変更承認申請書(様式第5号)
- ・変更事業計画書(様式第2号)及びその根拠となる資料(見積書等)

11 事業実績の報告(事前申請の場合のみ)

補助事業が終了した後は、事業完了後7日以内または、令和6年3月5日までのいずれか早い日までに、所定の提出書類を磐田市に提出する。磐田市において、適正に補助事業が行われたことが確認されたときのみ、補助金が支払われるものとする。

[提出書類]

- ・完了報告書類チェック表
- ・完了報告書(様式第7号)
- ・事業実績報告書(様式第2号)及びその根拠となる資料(領収書の写し等)
- ・事業の実施経過が確認できる書類・写真等※

【書類・写真等についての例】

- ・購入した設備の写真(設置した場所がわかるもの)
- ・工事の完了報告書
- ・工事中、工事完了後の写真

12 補助金の支払い

審査によって適正に補助事業が行われたことが確認されたときは、「交付確定通知書」を送付する。補助金の支払は、交付確定日から概ね1か月後となる。

13 提出書類の様式等

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyoushien/1011014/1012874.html

14 その他の留意事項

(1) フォロー調査について

磐田市は、本補助金の事業成果検証や各種支援のため、補助事業終了後、補助対象者に対して面談等によるフォロー調査を5年間実施する。

[フォロー調査内容]

・補助事業により取得した財産等について

(補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供していないか否か)

(2) 補助金の返還について

補助事業により取得した財産を、磐田市の承認なしに補助事業以外の目的で使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保してはならない。それらに該当する場合、補助金の返還対象となることがある。